

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 8 月 2 日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	Fujitsu Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時田 隆仁
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号 （上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。）
【電話番号】	044（777）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	カバナンス・コンプライアンス法務本部 本部長 丹羽 正典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号（汐留シティセンター）
【電話番号】	03（6252）2220（代表）
【事務連絡者氏名】	カバナンス・コンプライアンス法務本部 本部長 丹羽 正典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,774,607,310円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年8月2日に、事業年度 第124期第1四半期報告書（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年7月27日に提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「第124期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

第124期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第123期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年7月27日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2023年7月11日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第123期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第124期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月2日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月2日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2023年7月11日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2023年7月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2023年7月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。